

令和5年度第1回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和5年4月17日（月）

13時15分

於：鹿児島市立美術館アトリエ

議事日程

令和5年4月17日（月）13時15分

鹿児島市立美術館アトリエ

1 開会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則廃止について〕

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則一部改正について〕

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部改正について〕

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

定第6号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

定第7号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

定第8号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について〕

定第9号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

定第10号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件

定第11号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

定第12号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件

6 報告事項

- (1) 新1年生見学パスポートについて
- (2) 桜島地域における義務教育学校の取組状況について
- (3) 「明和校区における小・中学校の整備について（要望）」の提出について
- (4) 陳情第24号「鹿児島市の『安全な学校給食』を求めることについて」に対する教育委員会の見解について
- (5) 陳情第25号「市立小中学校の給食費の無償化を求めることについて」に対する教育委員会の見解について
- (6) 陳情第26号「市立小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めることについて」に対する教育委員会の見解について
- (7) 市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了について
- (8) 少年自然の家の食堂における食事代等の改定について

7 その他

8 閉会

定第1号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参考照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則（平成17年教育委員会規則第3号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（廃止理由）

鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定に伴い、廃止するものである。

定第2号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参考照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事務。

(3)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

別表第2勤務時間の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表週休日の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第44号）付則第4条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則の規定を適用する。

(改正理由)

職員の定年引上げ等に伴い、関係条文の整理をするものである。

鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則（昭和42年教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行		改正案		備考
別表第2（第4条関係）				
勤務時間	1週間の勤務時間が38時間45分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」といふ。）にあつては、23時間15分）となるようにし、具体的勤務時間の割振りは学校長が行う。	勤務時間	1週間の勤務時間が38時間45分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」といふ。）にあつては、23時間15分）となるようにし、具体的勤務時間の割振りは学校長が行う。	条文及び文言整理
休憩時間	(略)	休憩時間	(略)	
週休日	日曜日及び土曜日（ <u>再任用短時間勤務職員</u> にあつては、これら日の日に加えて1つつき学校長が指定する2日）	週休日	日曜日及び土曜日（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、これらの日に加えて1週間につき学校長が指定する2日）	

定第3号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参考照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部を改正する規則

別表勤務時間の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表週休日の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第44号）付則第4条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の規定を適用する。

(改正理由)

職員の定年引上げ等に伴い、関係条文の整理をするものである。

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則（平成7年教育委員会規則第6号）新旧対照表

別表（第3条関係）	現行	改正案	備考
	別表（第3条関係）		条文及び文言整理

定第4号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解嘱〕 令和5年3月31日付

山下 紀弘 (前:鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長)
園田 あけみ (前:西田小学校長)
鮫島 敦浩 (前:武中学校長)
小倉 和代 (前:市民局市民文化部市民課長)

〔理由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委嘱〕 令和5年4月1日付

池田 俊彦 (鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長)
鬼塚 仁 (荒田小学校長)
木原 敏行 (松元中学校長)
塘 正平 (市民局市民文化部市民課長)

〔任期〕 令和5年6月30日まで

〔理由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

鹿児島市立小中学校区審議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名	年齢
学識経験者	宮竹道子	市地域婦人会連絡協議会副会長	
	坂尾加代子	市あいご会連合会監事	
	池田俊彦 (前:山下紀弘)	鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長 (前:鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長)	
	西ゆう子	鹿児島家庭裁判所調停委員	
	有倉巳幸	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授	
小・中学校 PTA代表	濱沖敢太郎	鹿児島大学法文教育学域教育学系講師	
	田實澄恵	市PTA連合会副会長	
	川添啓子	市PTA連合会副会長	
小・中 学校長	鬼塚仁 (前:園田あけみ)	荒田小学校長 (前:西田小学校長)	
	木原敏行 (前:鮫島敦浩)	松元中学校長 (前:武中学校長)	
市長部局職員	塘正平 (前:小倉和代)	市民局市民文化部市民課長 (前:市民局市民文化部市民課長)	
	新川智裕	建設局都市計画部土地利用調整課長	

[任期] 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

※継掛けの委員の任期は、令和5年4月1日から令和5年6月30日まで(前任者の残任期間)

[理由] 人事異動に伴う解職及び後任委員の委嘱

[女性委員の割合] 41.7%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立小中学校区審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 市立小中学校の校区について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鹿児島市立小中学校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、鹿児島市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、鹿児島市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の校区の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を委員会に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校及び中学校のPTAを代表する者
- (3) 小学校長及び中学校長
- (4) 市長部局の職員
- (5) その他委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

定第5号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解嘱〕 令和5年3月31日付

小林 俊一郎 (前: 皇徳寺中学校長)

河野 由美子 (前: 武岡台小学校教諭)

山下 いずみ (前: 県立鹿児島聾学校教諭)

〔理由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委嘱〕 令和5年4月1日付

内 健史 (郡山中学校長)

久保 愛子 (谷山小学校教諭)

鳥居 瞳代 (県立鹿児島聾学校教諭)

〔任期〕 令和6年4月30日まで

〔理由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

鹿児島市特別支援教育審議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名	年齢
学識経験者	楠生亮	鹿児島市立病院小児科長	
	橋口知	鹿児島大学法文教育学域教育学系健康教育学科教授	
	餅原尚子	鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科教授	
	今林俊一	鹿児島純心女子短期大学生活学科教授	
	福田雅紀	辻ヶ丘幼稚園長	
小・中学校長	喜岡達也	向陽小学校長	
	内健史 (前:小林俊一郎)	郡山中学校長 (前:皇徳寺中学校長)	
特別支援学級等担任	久保愛子 (前:河野由美子)	谷山小学校教諭 (前:武岡台小学校教諭)	
	川尻友美	桜丘中学校教諭	
	溝上茂樹	原良小学校教諭	
特別支援学校	迫田博幸	県立鹿児島養護学校長	
	鳥居睦代 (前:山下いづみ)	県立鹿児島聾学校教諭 (前:県立鹿児島聾学校教諭)	
	山田良枝	県立武岡台養護学校教諭	
相談機関	吉元英志	県こども総合療育センター支援部長	
福祉施設	水流かおる	あさひが丘学園統括副施設長	

[任期] 令和4年5月1日から令和6年4月30日まで

※網かけの委員の任期は令和5年4月1日から令和6年4月30日まで(前任者の残任期間)

[理由] 人事異動に伴う解嘱及び、後任委員の委嘱

[女性委員の割合] 46.7%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市特別支援教育審議会条例（抜粋）

(設置)

第1条 障害等により特別な支援を必要とする幼児及び児童生徒（以下「児童等」という。）の適切な就学を図るとともに、就学後の一貫した支援について助言を行うため、鹿児島市特別支援教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、特別な支援を必要とする児童等の教育に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

定第6号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解嘱〕 令和5年3月31日付

西園 香緒利 (前:市小学校長代表)

秋元 達也 (前:市立高等学校長代表)

〔理由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委嘱〕 令和5年4月1日付

日高 京美 (市小学校長代表)

阿多 威文 (市立高等学校長代表)

〔任期〕 令和5年6月30日まで

〔理由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

鹿児島市社会教育委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名	年齢
学校教育 関係者	小磯 誠	市私立幼稚園協会理事（すみれ幼稚園長）	[REDACTED]
	日高京美 (前:西園香緒利)	市小学校長代表（中郡小学校） (前:市小学校長代表:大龍小学校長)	[REDACTED]
	北英一郎	市中学校長代表（緑丘中学校）	[REDACTED]
	阿多威文 (前:秋元達也)	市立高等学校長代表（鹿児島玉龍高等学校） (前:市立高等学校長代表:鹿児島玉龍高等学校)	[REDACTED]
社会教育 関係者	須部貴之	のきさき市鹿児島騎射場主宰 (KISYABAREE代表)	[REDACTED]
	森裕子	学校支援ボランティア谷山・錫山本部地域コーディネーター	[REDACTED]
	柿元まり子	市あいご会連合会副会長	[REDACTED]
	仮屋慶一	JICA九州センター デスク鹿児島 国際協力推進員	[REDACTED]
	赤星貴子	市地域婦人会連絡協議会会長	[REDACTED]
家庭教育 関係者	川添啓子	市PTA連合会副会長	[REDACTED]
	國弘小百合	NPO法人ミーサ・インフォメーションNet 代表理事	[REDACTED]
	榎園早百合	谷山中学校読み聞かせグループリユール代表	[REDACTED]
	亀井愛子	喜入子育てコミュニティKADAN会長	[REDACTED]
学経験 識者	尾ノ上優二	市社会福祉協議会常務理事	[REDACTED]
	中村一則	県教職員組合鹿児島地区支部長	[REDACTED]
	森木朋佳	鹿児島純心女子短期大学生活学科准教授	[REDACTED]
	農中至	鹿児島大学法文教育学域法文学系法文学部 准教授	[REDACTED]
	内山仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授	[REDACTED]
	平川順一朗	南日本新聞社報道本部長	[REDACTED]
	角明広	KTS鹿児島テレビ放送株式会社総務部長	[REDACTED]

〔任期〕令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は令和5年4月1日から令和5年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理由〕人事異動に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕45.0%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

3 鹿児島市社会教育委員条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

定第7号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解嘱〕 令和5年3月31日付

西園 香緒利 (前:大龍小学校長)

赤岩 道春 (前:伊敷小学校長)

長船 祐介 (前:東桜島小学校長)

十田 孝志 (前:吉田北中学校長)

小林 俊一郎 (前:皇徳寺中学校長)

〔理由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委嘱〕 令和5年4月1日付

原口 雅也 (大龍小学校長)

堀之内 尚史 (伊敷小学校長)

野村 浩二 (黒神中学校長)

塚元 宏雄 (吉田南中学校長)

山下 久美子 (皇徳寺中学校長)

〔任期〕 令和5年6月30日まで

〔理由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齡
中央公民館 9人	学校教育関係者	原 口 雅 也 (前:西園香緒利)	大龍小学校長 (前:大龍小学校長)	
		岩 越 僮 志	甲南中学校長	
	社会教育関係者	宇 都 大 作	市芸術文化協会理事	
		中 村 智 貴	城南校区まちづくり協議会きぼう部会長	
		足 立 一 代	坂元台校区スポーツ推進委員	
	家庭教育関係者	益 山 佳 奈 子	坂元校区家庭教育関係者代表	
		伊 藤 ユ リ	山下校区家庭教育関係者代表	
		豊 永 あ い 子	清水地区主任児童委員	
	学識経験者	新 原 市 郎	松原地域コミュニティ協議会長	
鴨池公民館 9人	学校教育関係者	日 高 京 美	中郡小学校長	
		松 本 遵	西紫原中学校長	
	社会教育関係者	出水沢 真由美	宇宿校区コミュニティ協議会事務局職員	
		川 越 佳 恵	向陽校区まちづくり協議会事務局職員	
		福 司 山 美 穂 子	紫原校区まちづくり協議会社会教育部長	
	家庭教育関係者	中 崎 啓 文	鴨池小学校P T A会長	
		田 中 聖 子	荒田校区コミュニティ協議会家庭教育代表	
		有 村 絹 子	八幡地区民生委員・児童委員	
	学識経験者	増 田 久	南校区コミュニティ協議会長	

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齢
城 西 公 民 館 7人	学校教育関係者	界 敏 則	原良小学校長	
		森 園 守	明和中学校長	
	社会教育関係者	三 橋 雪 子	自主学習グループ連絡会会計	
		松 永 久 子	草牟田地区民生委員・児童委員	
		豊 平 ルミ子	西田地区主任児童委員	
	家庭教育関係者	福 元 直 子	明和地区主任児童委員	
		高 崎 良 一	元西田小学校長	
谷 山 市 民 会 館 9人	学校教育関係者	伊 東 智 志	錫山小・中学校長	
		吉 峯 進	西谷山小学校長	
	社会教育関係者	鬼 丸 のり子	谷山地域各流連合華道連絡会会員	
		中 脇 公 英	東谷山校区スポーツ推進委員	
		間 世 田 吉 宣	福平コミュニティ協議会副会長	
	家庭教育関係者	榎 園 早 百 合	谷山中学校読み聞かせグループリユール代表	
		熊 澤 佳 子	錦江台小学校学校評議員	
		柿 元 ま り 子	和田校区あいご協議会長	
	学識経験者	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授	

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齡
吉野公民館 6人	学校教育関係者	古石 美紀	吉野小学校教頭 (前:川上小学校教頭)	
	社会教育関係者	長野 俊之	吉野東まちづくり協議会事務局長	
	家庭教育関係者	栗田 誠一	スポーツ推進委員協議会会长	
		村山 ミユキ	大明丘地区民生委員・児童委員	
		山中 麻美	吉野小学校P.T.A副会長	
	学識経験者	中馬 道則	元中洲小学校長	
伊敷公民館 7人	学校教育関係者	堀之内 尚史 (前:赤岩道春)	伊敷小学校長 (前:伊敷小学校長)	
		北 英一郎	緑丘中学校長	
	社会教育関係者	岩下 ひろみ	花野校区コミュニティ協議会事務局職員	
		増田 恵津子	玉江校区コミュニティ協議会事務局職員	
		井出 俊郎	伊敷台校区夢の里まちづくり協議会青少年育成部長	
	家庭教育関係者	榎田 真美	犬迫児童クラブ主任支援員	
	学識経験者	福山 久	小山田校区まちづくり協議会会长	
武田上公民館 7人	学校教育関係者	杉木 正一郎	武小学校長	
		渡邊 美佳	西陵中学校長	
	社会教育関係者	本山 惠子	武・田上地域女性団体連絡会会长	
		三枝 直美	武・田上地域スポーツ推進委員会副会長	
		池頭 喜美子	武岡地区民生委員児童委員協議会会长	
	家庭教育関係者	平原 庸子	広木地区民生委員児童委員協議会会长	
	学識経験者	今別府 勉	元山田小学校長	

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齡
東 桜 島 公 民 館 4人	学校教育関係者	野 村 浩 二 (前:長 船 勝 介)	黒神中学校長 (前:東桜島小学校長)	
	社会教育関係者	松 元 千 代 子	黒神校区女性学級長	
	家庭教育関係者	中 村 美 江 子	東桜島校区あいご会会計	
	学識経験者	岩 元 益 男	改新地域コミュニティ協議会会长	
吉 田 公 民 館 6人	学校教育関係者	郷 原 光 德	宮小学校長	
		塚 元 宏 雄 (前:十 田 孝 志)	吉田南中学校長 (前:吉田北中学校長)	
	社会教育関係者	北 園 順 子	宮校区あいご主事	
		原 田 美 鈴	鹿児島市生活学校運動連絡会長	
	家庭教育関係者	前 田 容 子	本名小学校P T A副会長	
桜 島 公 民 館 6人	学識経験者	中 島 徹 己	吉田地域文化協会副会長	
	学校教育関係者	迫 田 広 恵	桜洲小学校教頭	
		田 中 江 利 子	桜峰校区コミュニティ協議会事務局書記・会計	
	社会教育関係者	山 下 彰 太	桜洲赤水地区体育部長	
		大 村 瑛	桜峰校区コミュニティ協議会イベント部会長	
	家庭教育関係者	濱 田 江 美	桜洲小親子読書会さくらんぼ前代表	
	学識経験者	林 康 裕	社会福祉協議会桜島支部長	

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齢
喜 入 公 民 館 6人	学校教育関係者	長 元 武 彦	喜入中学校長	
		寶 満 み ゆ き	瀬々串小学校教頭	
	社会教育関係者	有 村 節 子	前之浜校区女性学級長	
		中 村 浩 美	自主学習グループ連絡会会长	
	家庭教育関係者	宮 原 真 弓	生見保育園長	
	学識経験者	福 里 廣	中名地域コミュニティ協議会会长	
松 元 公 民 館 6人	学校教育関係者	木 原 敏 行	松元中学校長	
	社会教育関係者	田 實 澄 恵	県 P T A 連合会副会長	
		大 迫 ま ど か	松元校区まちづくり協議会事務局職員	
	家庭教育関係者	神 園 裕 理 香	東昌児童クラブ支援員	
		坂 上 竜 次	社会福祉法人みらい育心会理事長	
	学識経験者	川 原 正 一	鹿児島中央児童相談所児童生活指導員	
郡 山 公 民 館 6人	学校教育関係者	山 里 浩 美	花尾小学校長	
	社会教育関係者	山 下 久 代	ひとつ葉劇団こいやま会員	
		園 田 千 秋	自主学習グループ連絡協議会会长	
	家庭教育関係者	貴 島 直 子	花尾地域家庭教育関係者代表	
		高 橋 和 広	郡山中学校P T A 会長	
	学識経験者	出 雲 信 明	郡山地区民生委員児童委員協議会会长	

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齢
谷山北公民館 8人	学校教育関係者	松 元 浩 幸	桜丘西小学校長	
		山 下 久 美 子 (前:小林俊一郎)	皇徳寺中学校長 (前:皇徳寺中学校長)	
	社会教育関係者	山 之 内 勝 己	中山校区まちづくり協議会長	
		米 森 玲 子	公民館講座講師	
		小 野 伸 子	自主学習グループ連絡会副会長	
		吉 永 ま ゆ み	読書グループ「こだま」代表	
	家庭教育関係者	大 保 辰 美	つばき幼稚園理事長	
	学識経験者	小 倉 敏 郎	元谷山北公民館長	

【計96人】

〔任 期〕 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

※網掛けの委員の任期は、令和5年4月1日から令和5年5月31日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う解団及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 54.1%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法（抜粋）

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

3 鹿児島市公民館条例（抜粋）

（審議会の設置）

第11条 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第12条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第13条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第14条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることがある。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

定第8号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解団又は解任〕 令和5年3月31日付

佐土原 隆 (前: 教育委員会事務局学務課長)

山下 久美子 (前: 教育委員会事務局生涯学習課長)

〔理由〕 人事異動に伴う解任

〔委団又は任命〕 令和5年4月1日付

鶴田 紋太郎 (教育委員会事務局学務課長)

西國原 学 (教育委員会事務局生涯学習課長)

〔任期〕 令和5年4月30日まで

〔理由〕 人事異動に伴う後任委員の任命

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員名簿

構成	氏名	所属・職名	年齢
小・中・高等 学校代表	中 村 宗 義	坂元小学校長	
	渡 邊 美 佳	西陵中学校長	
	堀 之 内 尚 郎	鹿児島商業高等学校長	
教職員団体 代表	鈴 木 涼 子	県教職員組合鹿児島地区支部 副部長	
社会教育関係 団体代表	川 添 啓 子	市P T A連合会副会長	
	井 出 俊 郎	市スポーツ少年団指導者協議会会長	
	佐 藤 秀 子	ボーイスカウト鹿児島第2団委員長	
	盛 山 治 美	ガールスカウト鹿児島県第7団スキップ	
	南 静 乃	市あいご会連合会監事	
	秋 元 涼 子	市保育園協会理事	
学識経験者	浜 崎 真 美	鹿児島女子短期大学准教授	
	福 満 博 隆	鹿児島大学総合科学域総合教育学系准教授	
教育委員会 事務局職員	鶴 田 紋 太 郎 (前:佐土原 隆)	教育委員会事務局学務課長 (前:教育委員会事務局学務課長)	
	中 村 武 司	教育委員会事務局学校教育課長	
	西 國 原 学 (前:山下 久美子)	教育委員会事務局生涯学習課長 (前:教育委員会事務局生涯学習課長)	
	吉 元 利 裕	教育委員会事務局青少年課長	

[任期] 令和4年5月1日から令和5年4月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和5年4月1日から令和5年4月30日まで(前任者の残任期間)

[理由] 人事異動に伴う解任及び後任委員の任命

[女性委員の割合] 50.0%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立少年自然の家条例（抜粋）

（協議会）

第11条 少年自然の家の適正な運営を図るため、鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、少年自然の家の運営について協議する。

3 協議会は、20人以内の委員で組織し、その委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることがある。

5 協議会の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 略す

3 鹿児島市立少年自然の家条例施行規則（抜粋）

（協議会の委員）

第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 小・中学校及び高等学校を代表する者
- (2) 教職員団体を代表する者
- (3) 社会教育関係団体を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 教育委員会事務局職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

定第9号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解嘱〕 令和5年3月31日付

末満 一二三 (前:長田中学校長)

泉尾 護 (前:市保健所所長)

〔理由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委嘱〕 令和5年4月1日付

奥山 茂樹 (長田中学校長)

新小田 雄一 (市保健所所長)

〔任期〕 令和5年6月30日まで

〔理由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名	年齢
市立学校の校長 及び教職員	奥山 茂樹 (前:未満 一二三)	長田中学校長 (前:長田中学校長)	[REDACTED]
	茶屋 大作	宮川小学校校長	[REDACTED]
	松崎 佳代	坂元台小学校教諭	[REDACTED]
	西田 涼子	喜入小学校教諭	[REDACTED]
	薗田 恵	吉野東中学校教諭	[REDACTED]
	戸破 亜由美	天保山中学校教諭	[REDACTED]
	小山 莉里代	吉田南中学校養護教諭	[REDACTED]
市学校保健会会长	上ノ町 仁	市学校保健会会长	[REDACTED]
PTA代表者	中礼 麻加	武岡台小学校PTA会長	[REDACTED]
	有村 瑞穂	石谷小学校PTA副会長	[REDACTED]
	中尾 綾	武岡中学校PTA会長	[REDACTED]
	生駒 真弓	伊敷中学校PTA副会長	[REDACTED]
	中武 綾子	皇徳寺中学校PTA副会長	[REDACTED]
	名越 美由紀	郡山中学校PTA副会長	[REDACTED]
学識経験者	進藤 智子	鹿児島純心女子短期大学准教授	[REDACTED]
	山崎 歌織	鹿児島女子短期大学教授	[REDACTED]
衛生管理機関の 代表者	新小田 雄一 (前:泉尾 譲)	市保健所所長 (前:市保健所所長)	[REDACTED]
その他教育委員会が 必要と認める者	池田 隆	市教育委員会保健体育課長	[REDACTED]

〔任期〕令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

※ 網掛けの委員は令和5年4月1日から令和5年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理由〕人事異動に伴い解嘱及び委嘱するもの

〔女性委員の割合〕 72. 2%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立学校給食センター条例（抜粋）

（運営審議会）

第5条 学校給食センターに鹿児島市立学校給食センター運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、学校給食センターの運営について審議する。

3 運営審議会の委員は、鹿児島市教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 鹿児島市立学校給食センター条例施行規則（抜粋）

（運営審議委員）

第3条 運営審議会の委員は、18名以内とし次の各号に掲げる者のうちから任命し又は委嘱する。

- (1) 市立学校の校長及び教職員
- (2) 市学校保健会会长
- (3) P T A 代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 衛生管理機関の代表者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

定第12号議案

鹿児島市指定文化財の指定に関する件

鹿児島市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、下記の文化財を鹿児島市指定文化財に指定する。

令和5年4月17日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

1 名称 新納忠之介作 西王母像

- (1) 種別 有形文化財（彫刻）
- (2) 数量 1
- (3) 制作年 昭和17年（1942）
- (4) 所在地 鹿児島市城山町4番36号 鹿児島市立美術館

2 名称 新納忠之介作 西王母

- (1) 種別 有形文化財（彫刻）
- (2) 数量 1
- (3) 制作年 昭和25年（1950）
- (4) 所在地 鹿児島市城山町4番36号 鹿児島市立美術館

（参考照）

鹿児島市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第4条 教育委員会は、鹿児島市の区域内に存する次の各号に掲げる文化財をそれぞれ当該各号に掲げる指定文化財（以下「指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

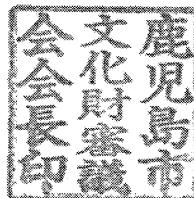
- (1) 有形文化財のうち重要なもの 鹿児島市指定有形文化財（以下「指定有形文化財」と総称する。）

鹿児島市教育委員会 殿



令和5年3月24日

鹿児島市文化財審議会
会長 田村省三



鹿児島市指定文化財の指定について（答申）

令和5年3月24日付け文財第792号で、鹿児島市文化財審議会に諮問のあった下記の文化財を鹿児島市指定文化財に指定することについては、適當であると認めます。

記

1 名 称 新納忠之介作 西王母像

- (1) 種 別 有形文化財（彫刻）
- (2) 数 量 1
- (3) 制作年 昭和17年（1942）
- (4) 所在地 鹿児島市城山町4番36号 鹿児島市立美術館

2 名 称 新納忠之介作 西王母

- (1) 種 別 有形文化財（彫刻）
- (2) 数 量 1
- (3) 制作年 昭和25年（1950）
- (4) 所在地 鹿児島市城山町4番36号 鹿児島市立美術館

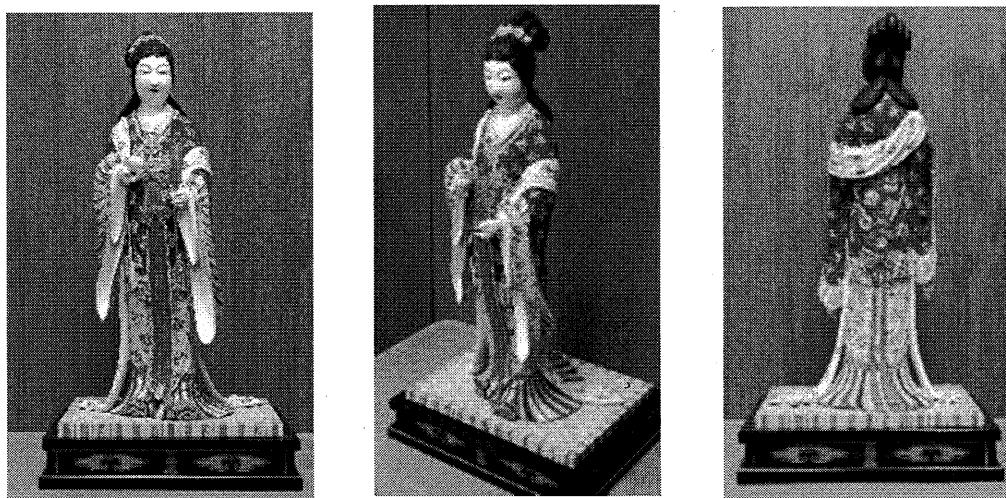
「新納忠之介作 西王母像」の概要

- (1) 名 称 新納忠之介作「西王母像」
(2) 種 別 有形文化財（彫刻）
(3) 制 作 年 昭和17年（1942）
(4) 所 在 地 鹿児島市城山町4番36号 鹿児島市立美術館
(5) 所 有 者 鹿児島市
(6) 指定の理由

作者の新納忠之介は、明治元年（1868）に鹿児島市新照院町で生まれ、東京美術学校を卒業後、同校の助教授となる。師の岡倉天心とともに東京美術学校を追われた後は、奈良の日本美術院（現：美術院国宝修理所）で国宝調査や修復事業に努めた。明治29年から昭和21年までの48年間、修理した仏像や神像は2,631点に上る。

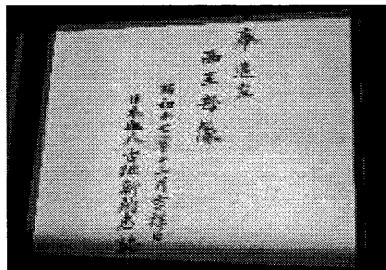
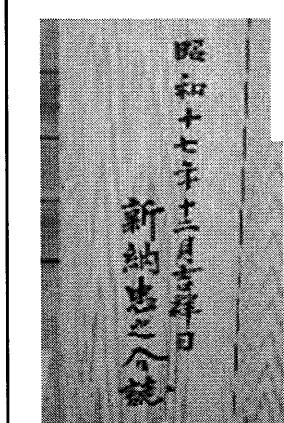
本作品は、新納忠之介の貴重なオリジナル作品の一つである。

左足をやや前方に出して立ち、緩やかに体躯を回転させる流麗なムーブメントを持つ構成は、彫刻家・新納としての挑戦的な姿勢が感じられる。極彩色に着色された衣装の表現は、細部に至るまで丁寧に仕上げられ、究極のリアリズムを追求しつつ、神格化された女神のたおやかさと品格が備わった作品に仕上がっている。



【箱裏書】昭和十七年十二月吉祥日

新納忠之介誌



【台座裏面】

奉 造立

西王母像

昭和十七年十二月吉祥日

日本彫人 古拙

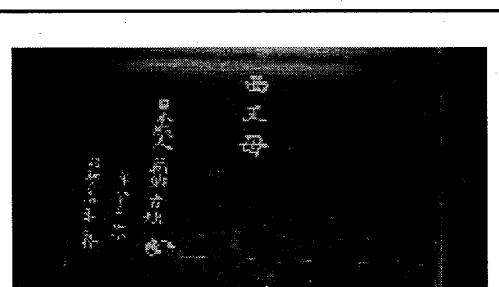
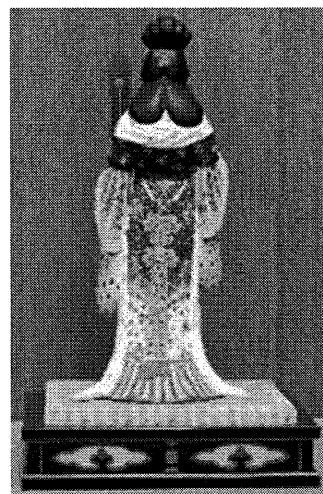
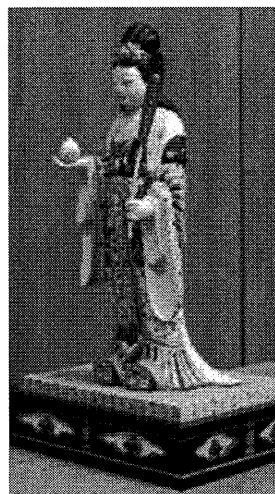
新納忠 誌

「新納忠之介作 西王母」の概要

- (1) 名 称 新納忠之介作「西王母」
- (2) 種 別 有形文化財（彫刻）
- (3) 制 作 年 昭和25年（1950）
- (4) 所 在 地 鹿児島市城山町4番36号 鹿児島市立美術館
- (5) 所 有 者 鹿児島市
- (6) 指定の理由

修復家として活躍した新納忠之介の貴重な晩年のオリジナル作品で、永年の仏像修復の経験から得た、木彫や彩色技術が見事に結実した格調高い作品である。

シンメトリーの立ち姿で表現され、女神らしいふくよかさと威厳が感じられる。持物の桃（右手）と青鳥の羽（左手）は、吉祥の到来を予感させるように、正面性を生かした存在感を見せており、像本体と絶妙な調和をなしている。「修復師・新納」が「彫刻家・新納」としての力量をも裏付けた傑作といえる。



【台座裏面】

西王母

日本彫人 新納古拙 忠（花押？）

年 八十二 作

昭和二十四年春

※箱裏書なし

報告事項

(1) 新1年生見学パスポートについて

① 趣旨

新1年生の入学を祝うとともに、早い機会に子どもたちの自然・科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう入館料等を免除する。

② 対象施設

〔科学館、かごしま近代文学館、かごしまメルヘン館、ふるさと考古歴史館、異人館、美術館、西郷南洲顕彰館、かごしま文化工芸村、維新ふるさと館、鴨池海づり公園、桜島海づり公園、平川動物公園、かごしま水族館〕

③ 有効期限 令和5年4月1日～8月31日

④ 対象者 約5,700人（市内の国立・市立・私立小学校の新1年生）

(2) 桜島地域における義務教育学校の取組状況について

別紙のとおり…報告事項関係資料(2)

(3) 「明和校区における小・中学校の整備について（要望）」の提出について

別紙のとおり…報告事項関係資料(3)

(4) 陳情第24号「鹿児島市の『安全な学校給食』を求めることについて」に対する教育委員会の見解について

別紙のとおり…報告事項関係資料(4)

(5) 陳情第25号「市立小中学校の給食費の無償化を求めることについて」に対する教育委員会の見解について

別紙のとおり…報告事項関係資料(5)

(6) 陳情第26号「市立小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めるについて」に対する教育委員会の見解について

別紙のとおり…報告事項関係資料(6)

(7) 市立中・高等学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了について

別紙のとおり…報告事項関係資料(7)

(8) 少年自然の家の食堂における食事代等の改定について

別紙のとおり…報告事項関係資料(8)

桜島地域における義務教育学校の取組状況について

1 概要

桜島地域における義務教育学校については、令和5年度から指導主事を学校整備室に新たに配置し、教育課程や各学校の交流事業等に取り組むこととしている。

また、令和4年度から5年度にかけて基本・実施設計の業務委託を行っており、基本設計は、今回の案（別紙1～3）で5年4月末に完了する予定である。

校名については、2月末まで募集し、期間中に372件の応募があり、重複応募等を除いた351件の中から、整備検討委員会で1回目の絞込みを行ったところである。

2 経緯

令和5年2月28日 校名公募の締め切り（有効応募数351件）

3月27日 整備検討委員会において基本設計の最終案の説明

4月 5日 基本設計の最終案についての住民説明会（参加者53名）

4月11日 整備検討委員会を開催し、基本設計案の了承及び校名の第1次選考（28件）

3 今後のスケジュール

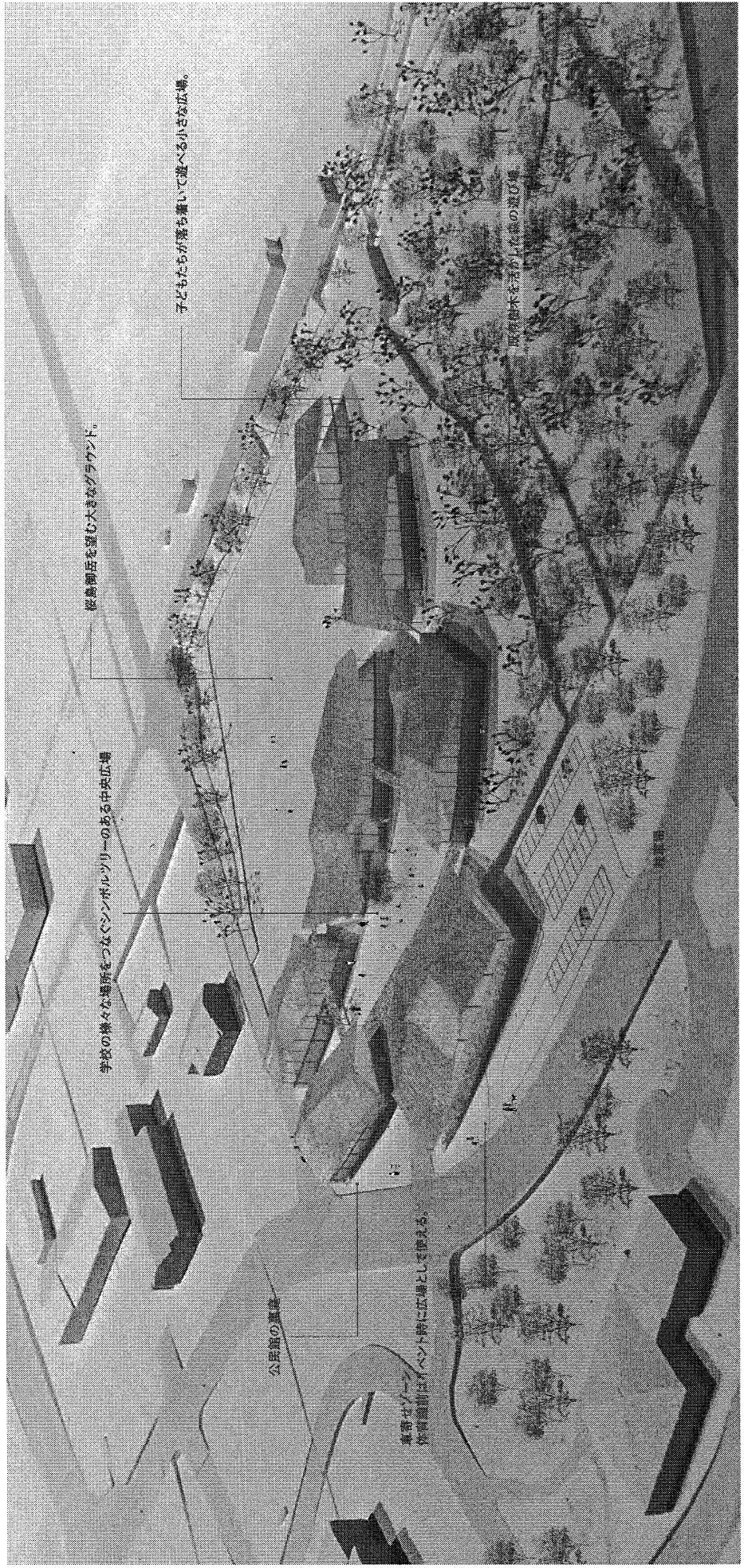
- ・基本設計終了後、5月から実施設計を開始し、令和6年3月末の業務完了予定としている。
- ・校名については、複数案に絞り込んだ後に地域住民・保護者等から意見を伺い、10月までに整備検討委員会、教育委員会で校名案を決定し、12月議会に鹿児島市立学校条例の改正案を提出する予定

令和5年度のスケジュール

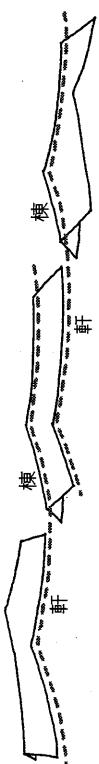
内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本・ 実施設計	→ 基本設計											
校名			←→ 校名候補の絞込み	● 地域への 経過報告	←→ 校名案の選定・決定				● 条例改正案提出			

模型写真

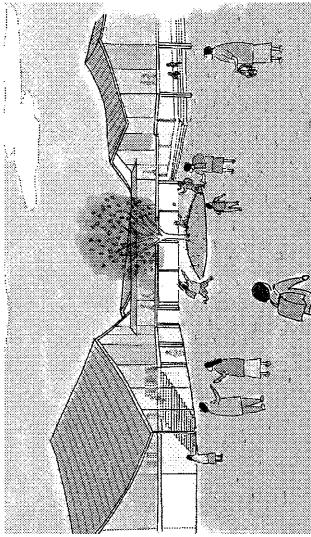
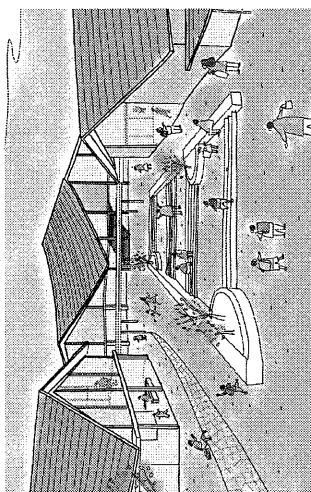
桜島御岳や錦江湾、周辺環境に対して、より自然な配置を提案します。また、大小の多様な屋外空間を作ります。



■ 屋根ダイアグラム



それぞれの棟の軒と棟が連続し、バラバラの棟でありますから一体的な在り方を提案します。



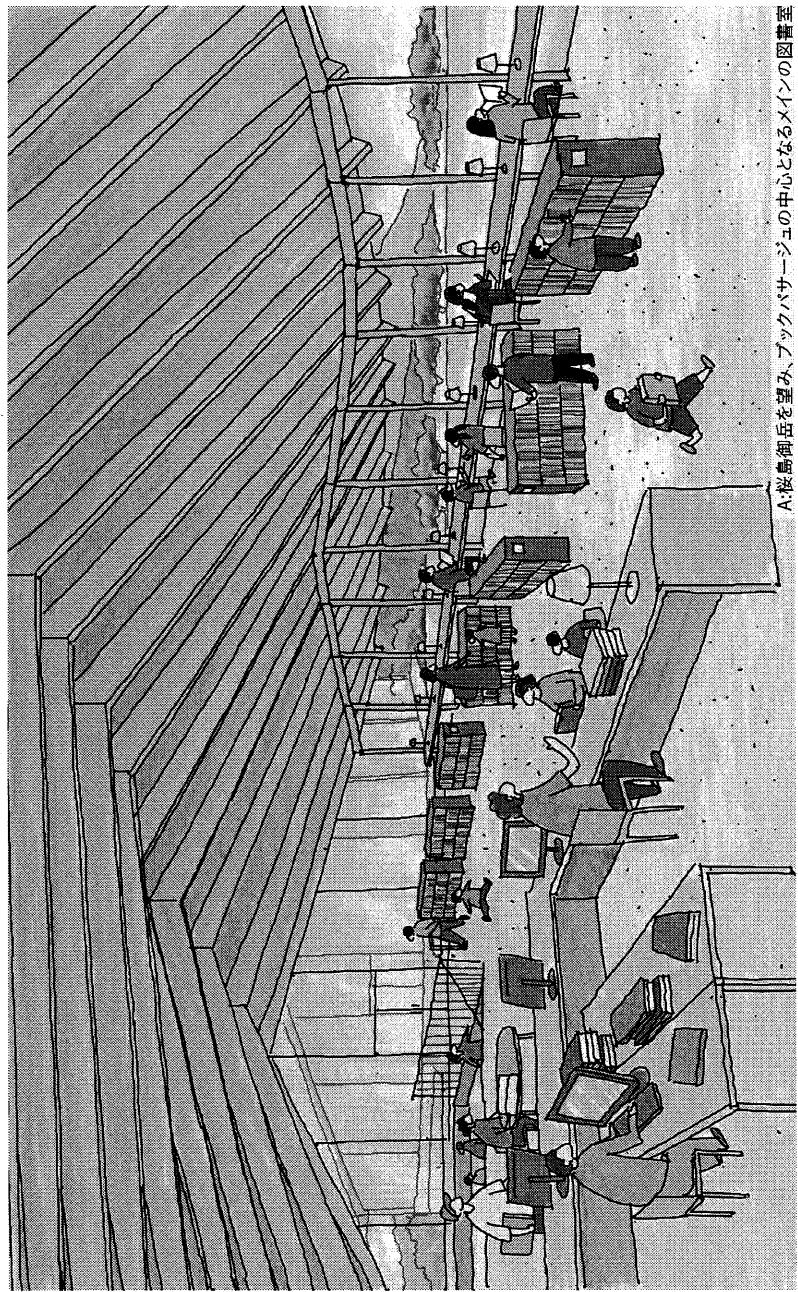
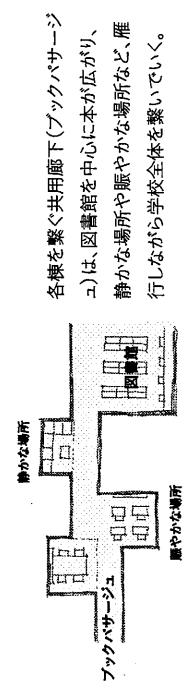
正面のアプローチ。ゲートとしての屋根がお迎えです。

学校の様々な場所をつなぐ、シンボルツリーのある中央広場。

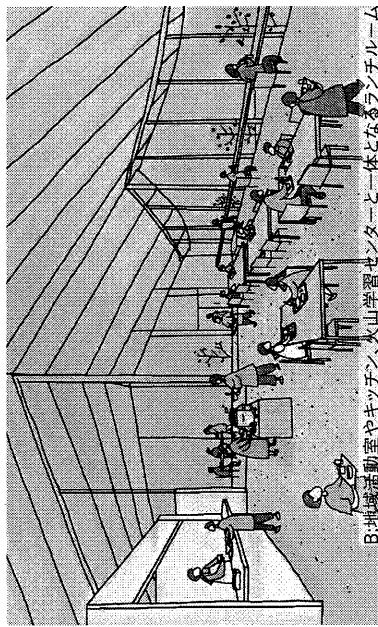
ブックパーサージュが学校全体を繋ぐ

図書館から広がり各棟を結ぶ共用廊下(ブックパーサージュ)が、賑やかな場所・静かな場所など学校の様々な場所をつなぐ計画とします。

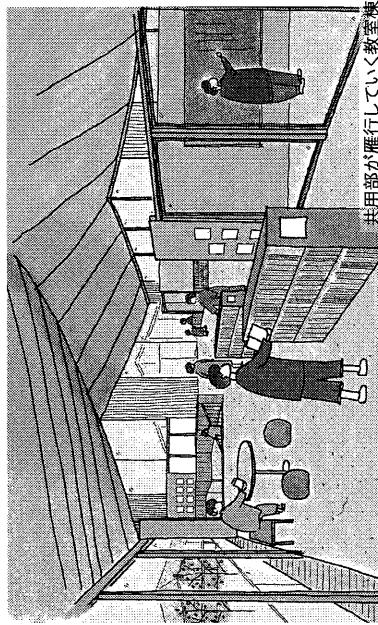
■学校の様々な場所を繋ぐブックパーサージュ



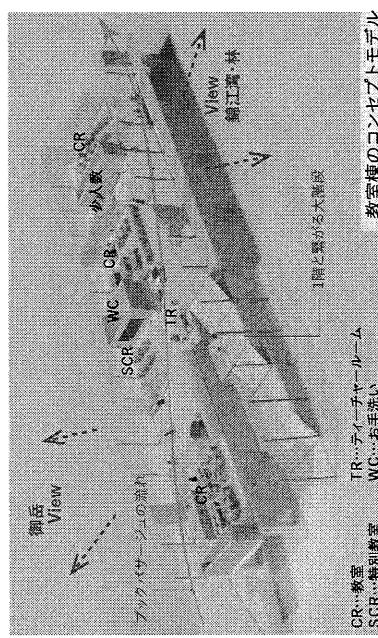
A:桜島御岳を望み、ブックパーサージュの中心となるメインの図書室



B:地域活動室やキッチン、火山学習センターと一緒にまとまるランチルーム



共用部が雁行していく教室棟

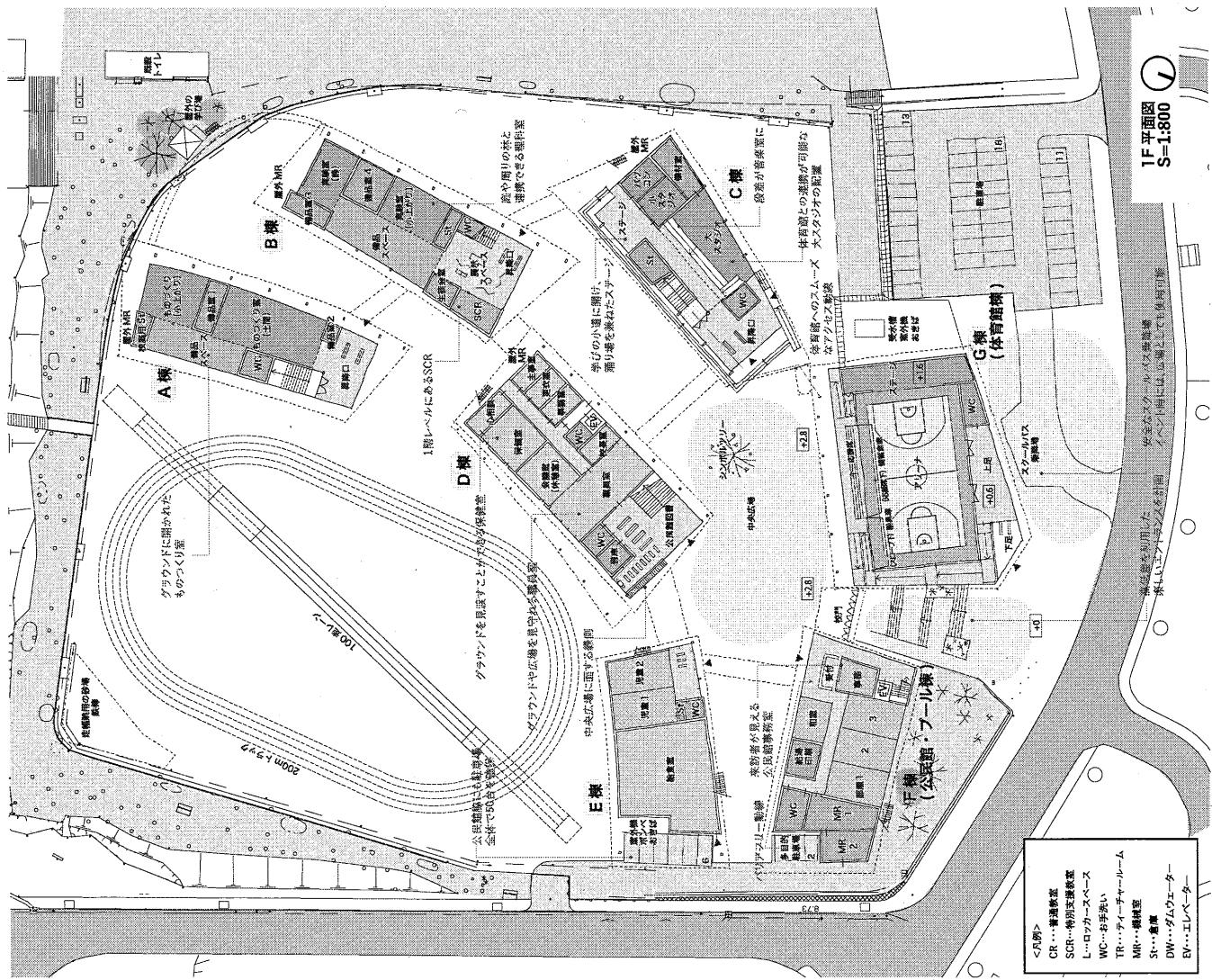


1階と異なる大階段

アトリエ

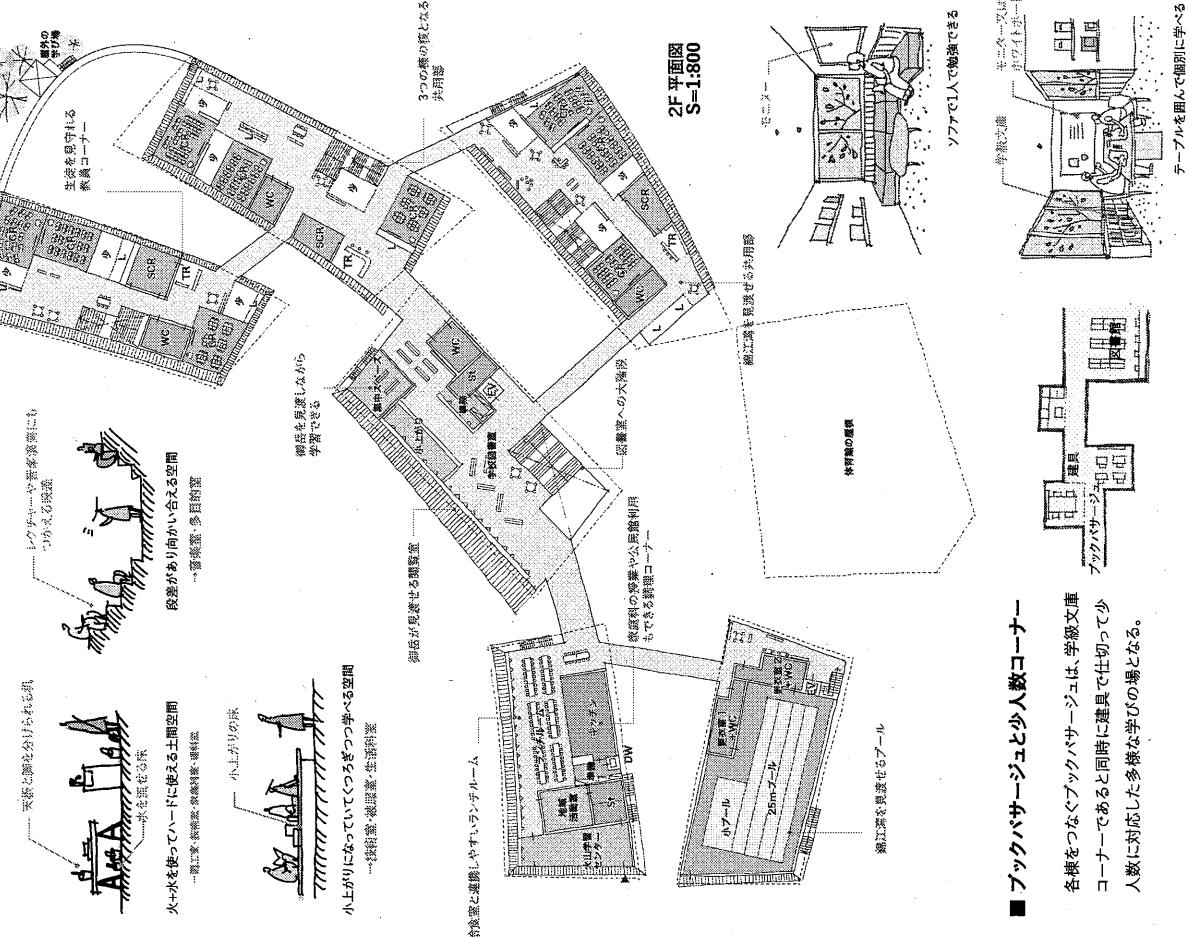
CR...多目的室
WC...お手洗い
SCR...特別教室

CR...多目的室
WC...お手洗い
SCR...特別教室



環境的特徴の違いが、使い方を触発する特別教室

環境的性格が異なる部屋をくることで、学び方にあわせた様々な使い方できる特別教室を考えています。



「明和校区における小・中学校の整備について（要望）」の提出について

1 概要

明和まちづくり協議会会長及び明和小学校・中学校PTA会長の連名で、小・中一貫教育導入に関する内容の要望書が教育長に提出されたもの

2 経緯

令和5年3月28日 明和まちづくり協議会臨時理事会が開催され、明和校区における小中一貫教育の導入に関する内容の要望書の提出を決定

3月30日 教育長に対し、明和まちづくり協議会会長、明和小・中学校PTA会長の連名で要望書が提出された。（別紙）

3 要望書の概要

- ・校区内における中学校の存続
- ・英語教育を推進する教育課程特例校の認定など、特色ある小中一貫教育校の設置検討

4 今後の対応

教育委員会内の関係各課、明和小・中学校と協議し、小中一貫校の設置について検討していく。

令和5年3月30日

鹿児島市教育委員会教育長 原之園 哲哉 殿



明和まちづくり協議会
会長 伊地知 紘徳
明和中学校 P T A
会長 丸尾 俊
明和小学校 P T A
会長 森脇 寛透
(公印省略)

明和校区における小・中学校の整備について（要望）

陽春の候、御市におかれましては市民福祉の向上と市政発展にご尽力を賜り深く感謝とお礼を申し上げます。また、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を育む施策の充実取り組まれている事に敬意を表します。

さて、鹿児島市教育委員会におかれましては、平成30年3月に鹿児島市立小・中学校規模適正化・適正配置に関する基本方針を策定され、今まで住民の意向を推し測りつつ慎重かつ丁寧に対応してきたところです。

こうした中で、私どもの校区におきましては明和中学校が小規模校として学校規模適正化・適正配置の対象校となっています。人口減少と高齢化が著しい私どもの校区では、とりわけ年代別人口を平成5年と令和3年で比較した場合、14歳以下は約40%強に減少しています。現状の下では令和10年には明和小学校の児童数は300人を下回る見込みも示されているところです。既に市議会の論議において現状の通り小規模で推移、継続することが困難であることも明らかになっているところです。

このような状況にあって、明和まちづくり協議会では第2期のまちづくりプラン（令和4年度～8年度）では中学校の統廃合は校区の分断化につながる恐れがあることから小・中学校の一貫校の設置と跡地の有効活用を図ることを活動目標に掲げ取り組むこととしています。そこで、下記の通り要望いたしますので、ご高配を賜りますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 校区内に中学校を存続していただきたい。

2. 上記1の手法において小中一貫校を設置される場合、これまでに設置されている小中一貫校と同じではなく、例えば英語教育を推進する教育課程特例校の認定を受け、9年間をかけて英会話を習得し、日本と外国の文化や習慣の違いを理解でき、国際社会を見据えて活躍できる人材を育成できる学校、あるいはDX時代や次世代に即応できる高度な情報技術の取得の基礎を培う学校など、特色ある小中一貫校の設置を検討していただきたい。

以上

少年自然の家の食堂における食事代等の改定について

1 経過

少年自然の家の食堂について、人件費の上昇や食材費の高騰等を踏まえ、今後も安定した運営を図るため、令和5年4月1日から食事代の改定を行うこととした。

2 改定額

(1) 改定に当たっては、物件費・食材費の上昇率、近隣社会教育施設の価格改定状況等も考慮し、1食あたり15%程度の引き上げとした。

(2) 令和5年4月1日からの適用

区分	内容	現行	改定後	差額	備考
一般	朝食	390	450	60	
	昼食	530	610	80	
	夕食	640	740	100	
	弁当	530	610	80	
幼児 (未就学児)	朝食	340	390	50	
	昼食	480	550	70	
	夕食	540	620	80	
	弁当	390	450	60	
材料代	野外炊飯	360	410	50	朝食
		520	600	80	カレー、豚汁
		850	980	130	B B Q

※ 改定後の料金は、10円未満を四捨五入

3 その他

令和5年度は4年度からの業者が引き続き食堂運営を行うこととなった。